

松浦市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月24日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

令和4年度（後期）定期監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 地域経済活性課、福島支所、鷹島支所、教育総務課・学校教育課、生涯学習課、文化財課、農業委員会事務局、消防本部及び消防署
- 3 監査の期間 令和4年10月1日から133日間

4 監査の範囲及び方法

監査の実施にあたっては、松浦市監査基準に基づき、令和3年度における次の項目の財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

【共通事項】

- (1) 使用料・手数料に係る収入事務
- (2) 旅費
- (3) 補助金
- (4) 修繕料・委託料・使用料及び賃借料に係る随意契約
- (5) 公印・金券等保管状況

【個別事項】

- (1) 行政財産使用許可関係【対象課：地域経済活性課・生涯学習課】
- (2) 学校における理科薬品の保管状況【対象課：学校教育課・教育総務課】
- (3) 財政援助団体に関する監査【対象課：地域経済活性課】

財政援助団体の監査については、一般社団法人まつうら観光物産協会の令和3年度運営事業費補助金に関する出納その他の事務が適正に行われているか、団体の事務所に出向き、関係書類を抽出して調査を行い、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 調定及び納付書等は適正に作成、整備されているか。
- (4) 契約書等関係書類及び帳簿は確実に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 随意契約における理由及び見積徴取は適正か。また、1者特命随意契約の合理性は明確になっているか。
- (6) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (7) 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。
- (8) 業務手順書等は整備されているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務

事業の執行について、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については、必要な措置を講じるとともに、軽微な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

【共通事項】

(1) 使用料・手数料の収入に関すること

行政財産目的外使用料において、許可をしていない翌年度の使用料を収入しているものがあつた。

(地域経済活性化課)

(2) 旅費に関すること

【指摘事項】

ア 各種委員の費用弁償及び実費弁償において、算定を誤っているものがあつた。

(文化財課)

イ 私用車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、算定を誤っているものがあつた。

(教育総務課・生涯学習課)

ウ 費用弁償を支給していないものがあつた。

(地域経済活性化課)

エ 会計年度任用職員の市内出張旅費を費用弁償ではなく普通旅費で支出しているものがあつた。

(鷹島支所)

オ 年度をまたぐ用務に係る旅費の支給において、会計年度ごとに分けて、あわせて支出しているものがあつた。

(消防本部及び消防署)

カ 私用車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、松浦市職員及び松浦市立学校県費負担教職員の私用車の使用に関する規則第6条で「私用車の使用区域は、松浦市内に限るものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」と定められているが、市長の決裁を受けず、市外で使用しているものがあつた。

(教育総務課)

キ 資金前渡で支出した市外在住者の実費弁償において、精算の際、旅行諸費支出の根拠となる「終日に及んだ場合」の出発・帰着時間の確認がないものがあつた。松浦市実費弁償条例第3条の規定に基づき適正に処理されたい。

(地域経済活性化課)

ク 前回の定期監査において、出張命令書の決裁欄に「教育総務課」の欄があるが決裁上

必要ないため削除されたいと指摘をし、措置報告において削除した様式を今後使用する旨の報告を受けていたが、削除されていない様式を使用しているものがあつた。

(生涯学習課)

ケ 出張命令書の請求書欄を請求者以外の印で訂正しているものがあつた。

(文化財課)

【指導事項】

ア 実費弁償の支払いにおいて、松浦市実費弁償条例第1条の規定の記載がないもの及び適用号数が誤っているものがあつた。

(文化財課)

イ 所属長の日帰り出張における出発・帰着時間の確認を、課長補佐以外のものが行っていた。

(地域経済活性化課・生涯学習課)

ウ 旅費の調整をしたもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第26条第1項)の記載がないものがあつた。

(地域経済活性化課・消防本部及び消防署)

エ 打切り旅費を適用したもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第29条)の記載がないものがあつた。

(消防本部及び消防署)

オ 支出処理する状態の命令書(請求額、押印、出発帰着時間記入等)の写しをファイリングしていないものがあつた。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

(地域経済活性化課・生涯学習課・文化財課・農業委員会事務局)

(3) 補助金に関すること

【指摘事項】

ア 遠距離通学児童生徒通学費補助金の交付において、旧鷹島地区で要綱の対象外となるものまで含まれていた。また、本要綱第4条で「補助金の額は、当該児童又は生徒の通学に要する額の範囲内で市長が定める。」とあるが、定めたものがないことから要綱の見直しを行われたい。

(教育総務課)

イ 補助金の交付決定において、専決者の決裁を受けていないものがあつた。

(地域経済活性化課・教育総務課・教育委員会福島分室)

ウ まつり開催費補助金において、補助金の処理は適正に行われていたが、地域経済活性化課が事務局を担当している「まつり実行委員会」の会計事務規程について、前回の定期監査においても指摘をしていたが、整備されていなかった。早急に整備されたい。

(地域経済活性化課)

【指導事項】

ア 補助金の確定通知の決裁において、簡易決裁により処理を行っているものがあつた。補助金等の額の確定は、補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合の通知となる。松浦市文書管理規程第16条第2項で、事案が簡易又は定例のものについては、起案用紙を用いずに処理することができるかと規定されているが、額の確定は簡易又は定例のものとは言い難いことから、起案用紙を用いて決裁を受けられたい。

(生涯学習課)

イ 申請者に渡すべき交付決定通知書及び確定通知書の原本がファイリングされ保管されていた。松浦市補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき適正に処理されたい。

(地域経済活性化課・生涯学習課)

ウ 交付申請において、規則等で定められた様式と異なるものがあつた。申請書受理の際は内容を確認のうえ受理されたい。

(地域経済活性化課・生涯学習課・文化財課・消防本部及び消防署)

エ 変更交付申請書に添付された事業計画書が当初の交付申請書に添付された事業計画書と内容が同じで、変更理由の記載がないものがあつた。

(地域経済活性化課)

オ 松浦市創業者支援事業補助金交付要綱において、変更交付申請があつた場合の規定がないため、松浦市補助金等交付規則により変更交付申請の手続きを取るべきと考えるが、同要綱の交付申請を変更に変えたもので変更交付申請を受理しているものがあつた。

(地域経済活性化課)

カ 実績報告書の提出がないものがあつた。

(地域経済活性化課)

キ 松浦市ものづくりステップアップ応援補助金において、補助額の上限が100万円と定められているが、実績書の補助金支出表に記載の補助金額合計が100万円を超えているものがあつた。

(地域経済活性化課)

【検討事項】

小企業等経営改善資金松浦市利子補給費補助金交付要綱第5条において「対象期間歴年の上半期、下半期各末日をもって締めた年2回、それぞれ7月末日、翌年1月末日までに本市内の商工会議所又は商工会（以下「会議所等」という）を通じ交付申請するものとする」と定められているが、様式第1号（第5条関係）文中に「上半期における」と明記されており、下半期の交付申請に対応できる様式となっていない。また、様式第2号（第5条関係）において、定められた様式の内容と一部異なる内容のものが提出されている。以上の2点において、様式等の見直しが必要と思われるため検討されたい。

(地域経済活性化課)

(4) 修繕料・委託料・使用料及び賃借料の随意契約に関すること

【指摘事項】

ア 契約事務に係る決裁において、専決者の決裁を受けていないものがあつた。松浦市事務決裁規程に基づき処理されたい。

(地域経済活性課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

イ 一体性があると考えられる修繕において、合理的な理由がなく、分割して随意契約により発注したと思われるものがあつた。

(地域経済活性課・教育総務課・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約を締結する場合は、財務規則第86条第2項の規定に基づき、契約の発注見通し及び契約の締結状況について公表することとなっているが、公表されていなかった。

(生涯学習課・福島支所・鷹島支所)

エ 長期継続契約における実施同等の決裁者を契約期間総額ではなく、単年度総額で判断しているものがあつた。

(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

オ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあつた。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手續きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。

(地域経済活性課・教育総務課)

カ 予定価格を定めていないものがあつた。松浦市財務規則第86条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されており、予定価格については事前に定められたい。なお委託料においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、実施何に見積予定価格を併記することで正式な予定価格調書の作成を省略することができると会計事務の手引きで規定されていることから、各規定に基づき適正に処理されたい。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室・教育委員会鷹島分室)

キ インバウンド向け「アジフライの聖地松浦」プロモーション動画制作業務委託において、契約方法を「地方自治法施行令第167条第1項による指名競争入札」とし、決裁を受けているにもかかわらず、指名競争入札に付することなく3者から見積りを徴取し、見積合わせにより業者を決定し契約締結を行っていた。

(地域経済活性課)

ク 委託業務の見積結果報告において、決定金額が見積予定価格を上回っているものがあつた。

(教育総務課)

ケ 修繕契約及び委託契約において、契約書に支払期限を40日としているものがあつたが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条において「相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない。」と定められている。また、検査の時期について、14日以内としているものがあつたが、同法第5条において、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならないと定められている。法令に基づき処理されたい。

(地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

コ 請負契約書及び土地賃貸借契約書には、印紙税法の規定に基づき収入印紙の貼付が義務付けられているが、貼付がないものがあつた。

(地域経済活性化課・福島支所・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

サ 委託業務における契約書において、契約保証金欄に「無」と記載されているものがあつた。松浦市財務規則第91条第1項ただし書きにおいて「次の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を納めさせないことができる。」と規定されており、第1号から第8号に該当する場合は「免除」することはできるが、根拠なく「無」とすることはできない。規定に基づき適正に処理されたい。

(生涯学習課)

シ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)において、委託料で支出しており、金額の変更の際には変更契約が必要であるが、変更契約をしていないものがあつた。

(地域経済活性化課)

ス 印刷機の再リース契約において、予算議決前に仮申し込み伺を起案し、予算議決後に適正な事務手続きを取らず、契約締結をしているものがあつた。

(生涯学習課)

【指導事項】

ア 修繕伺において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約をしているもので、1者随意契約の理由に「熟知している、精通している」と記載しているものがあつた。「熟知・精通」であることは、業者を選定する一般的、原則的な基準であり、2号を適用する理由として客観性、妥当性に欠けることから、当該業務を履行することができるものが1者しかいないことを明らかにする理由を具体的に記載されたい。

(地域経済活性化課)

イ 修繕伺において、記載誤りにより配当予算残額が執行予定額を下回っているにもかかわらず決裁を受け、修繕を実施していた。

(地域経済活性化課)

- ウ 修繕伺において、執行確定額を訂正印で訂正しているものがあった。
(地域経済活性課)
- エ 修繕にかかる工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知がないものがあった。
会計事務の手引きに基づき処理されたい。
(地域経済活性課・教育委員会福島分室)
- オ 業務委託契約及び賃貸借契約の事務手続きにおいて実施伺がないものがあった。
(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)
- カ 実施伺において、契約方法の記載がないものがあった。
(消防本部及び消防署)
- キ 実施伺において、適用条項の記載がないもの、契約の理由が記載されていないものがあった。
(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課)
- ク 1者(特命)随意契約を行う場合において、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定の記載がないものがあった。
(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室・消防本部及び消防署)
- ケ 1者随意契約の契約手続で、相手方から見積書を徴していないものがあったが、見積書を徴さない場合においては、その理由と財務規則上の根拠規定を実施伺に明記されたい。
(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室)
- コ 決裁者が市長又は副市長の委託契約における実施伺及び契約締結伺において、財政係に合議していないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。
(地域経済活性課)
- サ 会計事務の手引きにおいて、委託契約については実施の伺と見積徴取の伺を併せて起案できると記載されている。賃貸借契約にかかる事務においては現時点で明記されたものはないため、適正な事務手続きをとられたい。
(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)
- シ 業者選定伺及び見積徴取伺がないもの、見積結果報告書を作成していないものがあった。
(地域経済活性課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課)
- ス 契約書が複数枚になるにもかかわらず、袋綴じや契印の処理が行われていないものがあった。
(学校教育課)

セ 委託業務及び修繕契約において、契約書の不要条文の削除が適正になされていないものがあった。

(地域経済活性化課・生涯学習課)

ソ 委託業務において、契約書に定められている工程表の提出がないものがあった。

(地域経済活性化課)

タ 委託業務において、契約書に定められている実績報告書の提出がないもの、完了報告書の提出がないものがあった。また、契約書に定められている期間内に実績報告書の提出がないものがあった。

(地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課)

チ 心臓検診業務及び腎臓検診業務委託において、契約日が契約締結伺起案日及び決裁日より前の日付となっていた。

(学校教育課)

ツ 検査調書において、業務委託料の金額を誤っているものがあった。

(地域経済活性化課)

テ 完成確認前に請求書を受理しているものがあった。

(生涯学習課)

【検討事項】

ア 一部の小中学校の浄化槽保守点検業務委託における1者随意契約の根拠としている決裁文書が平成17年度のものであり、正当な根拠とは言えないと思われるため、契約手続きについて検討されたい。

(教育総務課)

イ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)の管理契約について、委託料で支出をしていたが、管理だけではなく、商品券の換金用資金として使用しているため、性質的に委託ではないと思われる。支出科目も含め事務手続きについて整理されたい。

(地域経済活性化課)

(5) 公印・金券等保管状況について

【指摘事項】

ア 松浦市教育委員会公印規則別表第1で、教育委員会各課長印の保管者は各課長と定められているが、教育総務課で保管されていた。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課)

イ 松浦市文化会館長印について、公印台帳上は廃止となっているが、松浦市教育委員会公印規則の別表には定められており整合性がとれていない。

(生涯学習課)

【個別事項】

(1) 行政財産使用許可関係【対象課：地域経済活性化課、生涯学習課】

【指摘事項】

前回の定期監査においても指摘をしていたが、減免申請書の提出がないにもかかわらず使用料を減免しているものがあった。

(地域経済活性化課・生涯学習課)

【指導事項】

ア 市役所内他課からの申請において、使用許可ではなく使用承諾として取扱っているものがあったが、使用許可で対応されたい。

(地域経済活性化課)

イ 使用料徴収の算定根拠等（免除の場合も含む）が決裁文書に記載されていないものがあった。

(地域経済活性化課)

(2) 学校における理科薬品の保管状況【対象課：学校教育課、教育総務課】

【指摘事項】

理科で使用する薬品について、毒物・劇物が他の薬品と区別されずに保管されている学校があった。また、前回の定期監査において、長期間使用されておらず、使用見込みのない不用薬品の処分について対応するよう指摘し、予算確保に向け努力されていたが、予算確保に至らず、改善されていなかった。引き続き改善に向け取り組まれない。

(3) 財政援助団体に関する監査【対象課：地域経済活性化課】

【指導事項】

収支決算書の支出の部において、補助対象経費として支払手数料が計上されていたが、その一部に補助対象外のものが含まれていた。

7 総括意見

今回の定期監査を通じて、本市において多くの事務リスクが存在することを確認した。特に、今回監査した随意契約事務においては、事務処理の手順やルールをまとめたマニュアル等の不備により、過去の指摘と同様の指摘を行うこととなった。

これは、職員個人の知識や経験、前例踏襲に依存した事務処理の結果によるものであり、手続きの可視化、検証のあり方については、これまでの監査においても繰り返し指摘してきた内容であり、今回監査対象とした部署、また随意契約事務に限ったことではない。

以上のような状況を踏まえ、今後は監査において明らかになったリスクについて、その場限りの対応にならない体制を整備すべきであることから、平成29年度の地方自治法改正により努力義務となった内部統制制度について、その導入を監査委員として強く要望する。

8 措置状況等について

当該監査の結果に基づく措置の状況については、令和5年3月24日（金）までに報告されたい。なお、報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、措置状況

とは別に、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

松浦市監査委員事務局

1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

効率性、有効性、公平性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導する。
措置状況の報告は求めない。

附 則

この基準は、令和2年5月22日から施行する。

この基準は、令和3年5月19日から施行する。

この基準は、令和4年4月 1日から施行する。